

# 令和2年度第5回農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和2年8月12日(水) 午後1時30分から午後4時00分  
 2. 開催場所 鳥取市総合福祉センター(さざんか会館) 5階 大会議室

## 3. 出席委員 (23名)

会長	4番	濱田香	会長職務代理者	6番	田淵	緑
委員	1番	安東和彦	委員	14番	福安	修一
〃	2番	村田幸範	〃	15番	上田	壽一
〃	3番	河毛早苗	〃	16番	藏内	敏博
〃	5番	下田義男	〃	17番	砂川	重雄
〃	7番	建部憲二	〃	18番	依藤	利一
〃	8番	川上信温	〃	19番	竹森	潔
〃	9番	猪口実	〃	20番	香川	恵
〃	10番	福田克彦	〃	21番	柳田	和廣
〃	11番	中村精	〃	22番	石谷	隆
〃	12番	福田淳一郎	〃	23番	加藤	修
〃	13番	山田準二				

## 4. 欠席委員 (1名)

委員 24番 岩永正司

## 5. 報告委員 (農地利用最適化推進委員: 20名)

旧市	川島忍	旧市	谷口広
旧市	霜田英之	邑美	有本知勝
邑美	竹内七郎	邑美	山根昌博
せんだい	有田裕	せんだい	川口賢司
高草	前田洋	高草	民谷富男
湖南	上根邦十郎	河原町	徳田寿秋
佐治町	山下増治	佐治町	田中豊美
気高町	角田完	気高町	田中清晴
気高町	藤本武夫	鹿野町	橋本和夫
青谷町	山田千也子	青谷町	伊藤茂

## 6. 議事日程

### 第1 議事録署名委員の指名

### 第2 議事

- 議案第 25 号 農地法第3条の規定による許可申請について  
 議案第 26 号 農地法第4条の規定による許可申請について  
 議案第 27 号 農地法第5条の規定による許可申請について  
 議案第 28 号 非農地証明について  
 議案第 29 号 鳥取市農用地利用集積計画について  
 議案第 30 号 鳥取市農用地利用配分計画について

### 第3 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による届出書の受理について  
 (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の受理について  
 (3) 農地転用の制限の例外(認定電気通信事業等)による事業計画書の受理について  
 (4) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について  
 (5) 農地転用許可後の工事進捗状況および工事完了に係る報告書の受理について  
 (6) 農地の形状変更届出書の受理について  
 (7) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

7. 事務局 谷口局長 蜂谷局長補佐 堀係長 坂本主任 川口主事

8. 会議内容

	開会：午後1時30分
議長	<p>定刻になりましたので、ただ今から、令和2年度第5回農業委員会総会を開会します。まず、定足数の確認をします。農業委員24名中、現在23名の出席ですので、会議は成立しております。</p> <p>次に、議事録署名委員には、1番 安東委員、2番 村田委員を指名します。では、議事に入ります。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第25号農地法第3条の規定による許可申請について説明します。</p> <p>整理番号17番につきましては、菖蒲地内の田、1,567㎡を売買により所有権移転するものです。</p> <p>申請書等に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否か検討した結果を説明します。</p> <p>農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、譲受人の農機具の保有状況、農作業従事者数からみて、耕作能力に問題はありません。また、申請地までの距離は住所地から1km以内に位置しており、通作にも問題ありません。なお、譲受人は、保有しているすべての農地を耕作しています。今回取得する農地についても、効率的に利用して耕作を行うものと思われまます。</p> <p>次に、農地法第3条第2項第4号 農作業常時従事要件ですが、申請書に記載された譲受人の農作業従事日数及び本人からの聴取により確認をした結果、現在、基幹的な農作業に常時従事しており、取得後も農作業に常時従事すると思われまます。</p> <p>次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、申請地の下限面積40アールに対して、取得後の譲受人の耕作面積は118アールとなり、要件を満たしております。</p> <p>最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、申請地の取得後の利用に変更はなく、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと思われまます。</p> <p>なお、農地法第3条第2項第2号（農地所有適格法人要件）、同第3号（信託の引受けの禁止）及び同第6号（転貸または質入れの禁止）には該当しません。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	では、担当推進委員の報告をお願いします。
前田委員	現地を確認しましたが、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断します。
議長	引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
依藤委員	推進委員の報告のとおりで、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断します。
議長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	<p>以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。</p> <p>整理番号17番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)</p>
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。引き続き整理番号18番を審議します。事務局の説明を求めます。

事務局	<p>整理番号18番につきましては、福井地内の田、3,556㎡を売買により所有権移転するものです。</p> <p>申請書等に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否か検討した結果を説明します。</p> <p>農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、譲受人の農機具の保有状況、農作業従事者数からみて、耕作能力に問題はありません。また、申請地は住所地から1.5km以内に位置し、通作にも問題ありません。なお、譲受人は、保有しているすべての農地を耕作しています。今回取得する農地についても、効率的に利用して耕作を行うものと思われま。</p> <p>次に、農地法第3条第2項第4号 農作業常時従事要件ですが、申請書に記載された譲受人の農作業従事日数及び本人からの聴取により確認をした結果、現在、基幹的な農作業に常時従事しており、取得後も農作業に常時従事すると思われま。</p> <p>次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、申請地の下限面積50アールに対して、取得後の譲受人の耕作面積は199アールとなり、要件を満たしております。</p> <p>最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、申請地の取得後の利用に変更はなく、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと思われま。</p> <p>なお、農地法第3条第2項第2号（農地所有適格法人要件）、同第3号（信託の引受けの禁止）及び同第6号（転貸または質入れの禁止）には該当しません。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	では、担当推進委員の報告をお願いします。
上根委員	農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断します。
議長	引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
福田淳委員	譲受人と譲渡人は遠い親戚になります。譲受人が現在、(申請地を)耕作しておられます。若くで元気もあります。推進委員の報告のとおりで、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断します。
議長	では、質疑・意見はございませんか。
議長	(質疑・意見なし)
議長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。
議長	整理番号18番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
議長	(異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。
事務局	続きまして整理番号19番を審議します。事務局の説明を求めます。
事務局	整理番号19番につきましては、西大路地内の田1筆、2,511㎡を贈与により所有権移転するものです。
事務局	申請書等に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否か検討した結果を説明します。
事務局	農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、譲受人の農機具の保有状況、農作業従事者数からみて、耕作能力に問題はありません。また、申請地は住所地と同じ集落内に位置し通作にも問題ありません。なお、譲受人は、保有しているすべての農地を耕作しています。今回取得する農地についても、効率的に利用して耕作を行うものと思われま。
事務局	次に、農地法第3条第2項第4号 農作業常時従事要件ですが、申請書に記載された譲受人の農作業従事日数及び本人からの聴取により確認をした結果、

現在、基幹的な農作業に常時従事しており、取得後も農作業に常時従事すると思われま  
す。  
次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、  
申請地の下限面積 50 アールに対して、取得後の譲受人の耕作面積は 151 アールとなり、要  
件を満たしております。  
最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、  
申請地の取得後の利用に変更はなく、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確  
保に支障を生じないと思われま  
す。  
なお、農地法第3条第2項第2号（農地所有適格法人要件）、同第3号（信託の引受けの禁  
止）及び同第6号（転貸または質入れの禁止）には該当しません。  
以上で説明を終わります。

議 長 では、担当推進委員の報告をお願いします。

山根委員 譲渡人は高齢で県外に住んでおられます。譲受人は、申請地を何十年も耕作されておら  
り、所有権移転後も耕作されると思います。農地法第3条第2項各号には該当せず、許可  
することに問題はないと判断します。

議 長 引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。

下田委員 農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断します。

議 長 では、質疑・意見はございませんか。  
（質疑・意見なし）

議 長 以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。  
整理番号19番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。  
（異議なし）

議 長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。  
続きまして整理番号20番を審議します。事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号20番につきましては、上味野地内の田2筆、3,019㎡を売買により所有権移  
転するものです。  
申請書等に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否か検討した結果を説明し  
ます。

農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、  
譲受人の農機具の保有状況、農作業従事者数からみて、耕作能力に問題はありません。ま  
た、申請地は住所地から1km以内位置し、通作にも問題ありません。なお、譲受人は、  
保有しているすべての農地を耕作しています。今回取得する農地についても、効率的に利  
用して耕作を行うものと思われま  
す。

次に、農地法第3条第2項第4号 農作業常時従事要件ですが、  
申請書に記載された譲受人の農作業従事日数及び本人からの聴取により確認をした結果、  
現在、基幹的な農作業に常時従事しており、取得後も農作業に常時従事すると思われま  
す。

次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、  
申請地の下限面積 50 アールに対して、取得後の譲受人の耕作面積は 255 アールとなり、要  
件を満たしております。

最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、  
申請地の取得後の利用に変更はなく、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確  
保に支障を生じないと思われま  
す。

なお、農地法第3条第2項第2号（農地所有適格法人要件）、同第3号（信託の引受けの禁  
止）及び同第6号（転貸または質入れの禁止）には該当しません。  
以上で説明を終わります。

議 長	では、担当推進委員の報告をお願いします。
川 口 委 員	農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断します。
議 長	引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
上 田 委 員	譲受人は昨年も申請がありました。トラクター、コンバイン、田植え機、フォークリフトも持っておられます。農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断します。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号20番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号21番を審議します。事務局の説明を求めます。
事 務 局	整理番号21番につきましては、嶋地内の畑3筆、319.56㎡を売買により所有権移転するものです。 申請書等に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否か検討した結果を説明します。 農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、 譲受人の農機具の保有状況、農作業従事者数からみて、耕作能力に問題はありません。また、申請地は住所地から2km以内に位置し、に位置し、通作にも問題ありません。なお、譲受人は、保有しているすべての農地を耕作しています。今回取得する農地についても、効率的に利用して耕作を行うものと思われまます。 次に、農地法第3条第2項第4号 農作業常時従事要件ですが、 申請書に記載された譲受人の農作業従事日数及び本人からの聴取により確認をした結果、現在、基幹的な農作業に常時従事しており、取得後も農作業に常時従事すると思われまます。 次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、 申請地の下限面積50アールに対して、取得後の譲受人の耕作面積は88アールとなり、要件を満たしております。 最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、 申請地の取得後の利用に変更はなく、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと思われまます。 なお、農地法第3条第2項第2号（農地所有適格法人要件）、同第3号（信託の引受けの禁止）及び同第6号（転貸または質入れの禁止）には該当しません。 以上で説明を終わります。
議 長	では、担当推進委員の報告をお願いします。
民 谷 委 員	この案件は7月の総会で、不許可になり再申請となった案件です。前回の申請時には、一部、碎石がありました。さらに木の枝が無造作に置いてあった状況です。今回、碎石は全部取り除かれて、木の枝も撤去されていきました。譲受人は申請地で野菜を作りたいということですが、現在、所有されている畑地は小さく、申請地で野菜を作りたいということ望んでおられます。前回、不許可になった理由の碎石が撤去されていますので、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断します。
加 藤 委 員	前回は、不許可ということで、譲受人に言いましたら、早速、重機を入れて碎石を全部取り除いてくれました。申請地は、窪地になっていますので、地目は田ですが、畑として

		利用されています。今後も、畑として利用されると思います。農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断します。
議	長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号21番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 では議案第26号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
事 務 局		議案第26号農地法第4条の規定による許可申請について説明します。 整理番号9番につきましては、墓地を転用目的とするものです。 申請地は、青谷町早牛地内の畑1筆、24㎡です。農地区分は、第2種農地、小集団の生産力の低い農地に該当し、許可根拠は、代替地なしです。 申請人は、違反転用を行っておらず、必要な資金についても、全額自己資金で賄う計画であり、資力及び信用はあると判断します。 申請書に添付されている被害防除計画書も問題はなく、農地法第4条に基づく転用は適当であると判断します。 以上で説明を終わります。
議	長	では、担当推進委員の報告をお願いします。
山 田 委 員		8月6日に担当農業委員および事務局と現地確認しました。申請地は早牛集落の入口付近に位置しており、県道より一段上の畑地になります。申請地の裏側には、他の方の墓地がすでに2基設置されております。チェックシートに従って何ら問題はございません。隣接耕作者からの同意も得られております。転用目的は妥当であり、申請のとおり用途に供する見込みもあり、周辺農地に影響はありませんので、転用することに問題ないと判断します。
議	長	では、担当農業委員の報告をお願いします。
竹 森 委 員		担当推進委員の報告のとおりで、転用することに問題ないと判断します。
議	長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号9番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号10番を審議します。事務局の説明を求めます。
事 務 局		整理番号10番につきましては、墓地を転用目的とするものです。 申請地は、気高町下石地内の畑1筆、275㎡のうち15㎡です。農地区分は、第1種農地、集団農地に該当し、許可根拠は、集落接続です。 申請人は、違反転用を行っておらず、必要な資金についても、全額自己資金で賄う計画であり、資力及び信用はあると判断します。 申請書に添付されている被害防除計画書も問題はなく、農地法第4条に基づく転用は適

	<p>当であると判断します。 以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>では、担当推進委員の報告をお願いします。</p>
角田委員	<p>担当農業委員と現地確認しました。申請地は隣接耕作者からの同意も得られております。転用目的は妥当であり、申請のとおり用途に供する見込みもあり、周辺農地に影響はありませんので、転用することに問題ないと判断します。</p>
議長	<p>では、担当農業委員の報告をお願いします。</p>
中村委員	<p>担当推進委員の報告のとおりで、転用することに問題ないと判断します。</p>
議長	<p>では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)</p>
議長	<p>以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号10番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 では議案第27号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第27号農地法第5条の規定による許可申請について説明します。 整理番号22番につきましては、駐車場を転用目的とするものです。 申請地は、河原町布袋地内の田1筆、97㎡です。農地区分は、第2種農地、住宅等が連たんする区域に近接する区域内農地に該当し、許可根拠は、代替地なしです。 申請人は、違反転用を行っておらず、必要な資金についても、全額自己資金で賄う計画であり、資力及び信用はあると判断します。 申請書に添付されている被害防除計画書も問題はなく、農地法第5条に基づく転用は適当であると判断します。 以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>では、担当推進委員の報告をお願いします。</p>
徳田委員	<p>担当農業委員と現地確認しました。本日、担当農業委員が欠席ですが、申請地は6月に隣接地が申請されて許可になっている場所です。チェックシートによって確認いたしましたが、転用目的は妥当であり、申請のとおり用途に供する見込みもあり、周辺農地に影響はありませんので、転用することに問題ないと判断します。</p>
議長	<p>担当農業委員が欠席ですので、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)</p> <p>6月に許可になった隣接地ですが、ここにはまだ農地があったのですね。</p>
事務局	<p>今回の申請地だけ農地として残っていました。</p>
猪口委員	<p>ここは私も現地を確認しておりますので、何ら問題はありません。</p>
議長	<p>以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号22番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)</p>

議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号 2 3 番を審議します。事務局の説明を求めます。
事 務 局	整理番号 2 3 番につきましては、堆肥置場を転用目的とするものです。 申請地は、佐治町尾際地内の田 1 筆、畑 1 筆、合計 8 1 3 m <sup>2</sup> です。農地区分は、農用地区域内農地と第 2 種農地は小集団の生産力の低い農地に該当し、許可根拠は、農用地利用計画指定用途と代替地なしです。 申請人は、違反転用を行っておらず、必要な資金についても、全額自己資金で賄う計画であり、資力及び信用はあると判断します。 申請書に添付されている被害防除計画書も問題はなく、農地法第 5 条に基づく転用は適当であると判断します。 以上で説明を終わります。
議 長	では、担当推進委員の報告をお願いします。
田中豊委員	8 月 4 日に申請者の福安委員と用瀬の安東委員の 3 人で現地確認しました。転用目的は、えのき茸の堆肥置場の増設となっております。周辺の営農に影響はありませんので、チェックシートに従って何ら問題はございません。転用目的は妥当であり、申請のとおり用途に供する見込みもあり、周辺農地に影響はありませんので、転用することに問題ないと判断します。
議 長	では、担当農業委員の報告をお願いします。
安 東 委 員	担当推進委員の報告のとおりで、転用することに問題ないと判断します。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号 2 3 番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号 2 4 番を審議します。事務局の説明を求めます。
事 務 局	整理番号 2 4 番につきましては、農業資材置場を転用目的とするものです。 申請地は、気高町飯里地内の田 1 筆、3、3 6 6 m <sup>2</sup> のうち 8 4 4 m <sup>2</sup> です。農地区分は、農用地区域内農地に該当し、許可根拠は、農用地利用計画指定用途になります。 申請人は、違反転用を行っておらず、必要な資金についても、全額自己資金で賄う計画であり、資力及び信用はあると判断します。 申請書に添付されている被害防除計画書も問題はなく、農地法第 5 条に基づく転用は適当であると判断します。 以上で説明を終わります。
議 長	では、担当推進委員の報告をお願いします。
角 田 委 員	担当農業委員と現地確認しました。申請地は以前から譲受人が事務所として転用して使用している場所であり、今回は農機具等の置場が手狭になり増設したいとのことでの転用となっております。チェックシートに従って何ら問題はございません。転用目的は妥当であり、申請のとおり用途に供する見込みもあり、周辺農地に影響はありませんので、転用することに問題ないと判断します。

議 長	では、担当農業委員の報告をお願いします。
中 村 委 員	担当推進委員の報告のとおりで、転用することに問題ないと判断します。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号24番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号25番を審議します。事務局の説明を求めます。
事 務 局	整理番号25番につきましては、住宅建築を転用目的とするものです。 申請地は、気高町上光地内の畑1筆、851㎡です。農地区分は、第2種農地、小集団の生産力の低い農地に該当し、許可根拠は、集落接続です。 申請人は、違反転用を行っておらず、必要な資金についても、全額自己資金で賄う計画であり、資力及び信用はあると判断します。 申請書に添付されている被害防除計画書も問題はなく、農地法第5条に基づく転用は適当であると判断します。 以上で説明を終わります。
議 長	では、担当推進委員の報告をお願いします。
藤 本 委 員	8月2日に担当農業委員と現地確認しました。チェックシートに従って何ら問題はございません。転用目的は妥当であり、申請のとおり用途に供する見込みもあり、周辺農地に影響はありませんので、転用することに問題ないと判断します。
議 長	では、担当農業委員の報告をお願いします。
柳 田 委 員	担当推進委員の報告のとおりで、転用することに問題ないと判断します。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号25番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号26番を審議します。事務局の説明を求めます。
事 務 局	整理番号26番につきましては、運動広場を転用目的とするものです。 申請地は、叶地内の田1筆、2,465㎡です。農地区分は、第3種農地、管理設道路沿道の区域に該当し、周囲500m以内に美保南地区公民館、医療施設などが位置しています。 申請人は、違反転用を行っておらず、必要な資金についても、全額自己資金で賄う計画であり、資力及び信用はあると判断します。 申請書に添付されている被害防除計画書も問題はなく、農地法第5条に基づく転用は適当であると判断します。 以上で説明を終わります。

議長	では、担当推進委員の報告をお願いします。
霜田委員	7月31日に担当農業委員と事務局、貸人と借人立ち合いの元、現地確認しました。同意書がありますが、条件が付いておりまして、土砂が流出しないようにU字溝、フェンスの設置が条件となっております。申請書図面にてU字溝、フェンスの設置を確認しましたので、営農には支障がないものと判断しました。チェックシートに従って何ら問題はございません。転用目的は妥当であり、申請のとおり用途に供する見込みもあり、周辺農地に影響はありませんので、転用することに問題ないと判断します。
議長	では、担当農業委員の報告をお願いします。
河毛委員	担当推進委員の報告のとおりで、転用することに問題ないと判断します。
議長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号26番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号27番を審議します。事務局の説明を求めます。
事務局	整理番号27番につきましては、太陽光発電施設を転用目的とするものです。 申請地は、倭文地内の田1筆、1,560㎡です。農地区分は、第2種農地、小集団の生産力の低い農地に該当し、許可根拠は代替地なしです。 申請人は、違反転用を行っておらず、必要な資金についても、全額自己資金で賄う計画であり、資力及び信用はあると判断します。 申請書に添付されている被害防除計画書も問題はなく、農地法第5条に基づく転用は適当であると判断します。 以上で説明を終わります。
議長	では、担当推進委員の報告をお願いします。
有田委員	5月に不許可になった案件で、行政書士が替わりまして改めての申請となっております。被害防除計画もきちんと記入されており、周辺の住民についての同意書、口頭での説明がなされております。隣地は草が生えており、遊休農地の有効利用ということで、太陽光発電施設ではありますが、転用目的は妥当であり、申請のとおり用途に供する見込みもあり、周辺農地に影響はありませんので、転用することに問題ないと判断します。
議長	では、担当農業委員の報告をお願いします。
建部委員	担当推進委員の報告のとおりで、農地法上特に問題ないと判断しました。ですが、この地区では臨時総会が開かれ、転用の事業内容の説明をされ、地区としては太陽光発電施設には反対ということで、転用事業者に意見書を提出しておられます。私、個人的にも反対ですが、担当推進委員の報告の通り法律上は反対できませんので、転用することに問題ないと判断します。
議長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。

		整理番号27番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長		異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 では議案第28号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
事 務 局		議案第28号非農地証明について説明します。整理番号56番は整理番号57番と関連 していますので一括して説明します。 整理番号56番の申請地は、祢宜谷地内の畑1筆、792㎡です。申請事由は、人為的 潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過しているというものです。 整理番号57番の申請地は、祢宜谷地内の畑1筆、772㎡です。申請事由は、人為的 潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過しているというものです。 以上で説明を終わります。
議 長		では、担当推進委員の報告をお願いします。
有 本 委 員		8月6日に担当農業委員および事務局と現地確認しました。申請地周辺は数十年前にほ 場整備した山の中にある果樹園であり、申請地の現況は、倉庫敷地として利用されており、 一部は雑草が繁茂し原野化しておりました。人為的潰廃地ですが、転用の事実行為から2 0年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当しますので、 承認することに問題ないと判断します。
議 長		引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
下 田 委 員		担当推進委員の報告のとおりであり、農地への復元は困難なため、承認することに問題 ないと判断します。
議 長		では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長		以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号56番および57番について、原案のとおり決定することにご異議ございませ んか。 (異議なし)
議 長		異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号58番を審議します。事務局の説明を求めます。
事 務 局		整理番号58番の申請地は、国安地内の田1筆、45㎡です。申請事由は、人為的潰廃 地で転用の事実行為から20年以上経過しているというものです。 以上で説明を終わります。
議 長		では、担当推進委員の報告をお願いします。
竹 内 委 員		8月7日に担当農業委員および事務局と現地確認しました。申請地の現況は、隣接地と 一体的に住宅敷地として利用されておりました。人為的潰廃地ですが、転用の事実行為か ら20年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当します ので、承認することに問題ないと判断します。
議 長		引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
村 田 委 員		担当推進委員の報告のとおりであり、35年以上は庭として利用され農地への復元は困 難なため、承認することに問題ないと判断します。

議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号58番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号59番を審議します。事務局の説明を求めます。
事 務 局	整理番号59番の申請地は、立川町五丁目地内の田1筆、330㎡です。申請事由は、人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過しているというものです。 以上で説明を終わります。
議 長	では、担当推進委員の報告をお願いします。
谷口広委員	8月5日に担当農業委員および事務局と現地確認しました。以前に住宅敷地として利用されておりましたが、申請地の現況は、建物が取り壊され、雑種地となっておりました。人為的潰廃地ですが、転用の事実行為から20年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。
議 長	引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
河 毛 委 員	担当推進委員の報告のとおりで、承認することに問題ないと判断します。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号59番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号60番を審議します。事務局の説明を求めます。
事 務 局	整理番号60番の申請地は、田島地内の畑3筆、合計526㎡です。申請事由は、人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過しているというものです。 以上で説明を終わります。
議 長	では、担当推進委員の報告をお願いします。
川 島 委 員	8月5日に担当農業委員および事務局と現地確認しました。申請地の現況は、地区広場として利用されておりました。人為的潰廃地ですが、転用の事実行為から20年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。
会長職務代理者	引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
濱 田 委 員	担当推進委員の報告のとおりで、承認することに問題ないと判断します。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)

議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号60番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号61番を審議します。事務局の説明を求めます。
事 務 局	整理番号61番の申請地は、気高町酒津地内の畑2筆、合計716㎡です。申請事由は、長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。 以上で説明を終わります。
議 長	では、担当推進委員の報告をお願いします。
田中清委員	8月4日に担当農業委員および事務局と現地確認しました。申請地の現況は、申請地周辺も含めて山林化しておりました。長期間耕作放棄され、自然潰廃した農地で復旧が困難な土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。
議 長	引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
柳田委員	担当推進委員の報告のとおりで、承認することに問題ないと判断します。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号61番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号62番を審議します。事務局の説明を求めます。
事 務 局	整理番号62番の申請地は、佐治町古市地内の畑1筆、124㎡です。申請事由は、長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。 以上で説明を終わります。
議 長	では、担当推進委員の報告をお願いします。
山下委員	7月22日に申請人、担当農業委員および事務局と現地確認しました。申請地は進入路が無い斜面に位置しており、申請地の現況は、原野化しておりました。長期間耕作放棄され、自然潰廃した農地で復旧が困難な土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。
議 長	引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
福安委員	担当推進委員の報告のとおりで、承認することに問題ないと判断します。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号62番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)

議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号63番は整理番号64番、65番および66番と関連していますので一括して審議します。事務局の説明を求めます。
事 務 局	整理番号63番の申請地は、青谷町露谷地内の田1筆、1,726㎡です。申請事由は、長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。 整理番号64番の申請地は、青谷町露谷地内の田2筆、畑3筆、合計1,634.30㎡です。申請事由は、長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。 整理番号65番の申請地は、青谷町露谷地内の畑3筆、合計1,899㎡です。申請事由は、人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過しているというものです。 整理番号66番の申請地は、青谷町露谷地内の田2筆、合計686㎡です。申請事由は、人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過しているというものです。 以上で説明を終わります。
議 長	では、担当推進委員の報告をお願いします。
伊 藤 委 員	8月5日に担当農業委員および事務局と現地確認しました。申請地の現況は、埋め立てがされた雑種地となっているほか、植林されたヒノキ以外にも雑草・灌木が繁茂し山林原野化しておりました。長期間耕作放棄され、自然潰廃した農地で復旧が困難な土地および人為的潰廃地ですが、転用の事実行為から20年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。
議 長	引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
石 谷 委 員	担当推進委員の報告のとおりで、承認することに問題ないと判断します。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号63番、64番、65番および66番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号67番は整理番号68番と関連していますので一括して審議します。事務局の説明を求めます。
事 務 局	整理番号67番の申請地は、鹿野町鹿野地内の田1筆、92㎡です。申請事由は、長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。 整理番号68番の申請地は、鹿野町鹿野地内の田1筆、139㎡です。申請事由は、人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過しているというものです。 以上で説明を終わります。
議 長	では、担当推進委員の報告をお願いします。
橋 本 委 員	7月30日に担当農業委員および事務局と現地確認しました。申請地の現況は、倉庫が建築され、宅地として使用されているほか、雑草・雑木が繁茂し山林原野化しておりました。長期間耕作放棄され、自然潰廃した農地で復旧が困難な土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。
議 長	引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。

砂川委員	担当推進委員の報告のとおりで、承認することに問題ないと判断します。
議長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号67番および68番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号69番を審議します。事務局の説明を求めます。
事務局	整理番号69番の申請地は、青谷町早牛地内の田2筆、畑2筆、合計4,742.61㎡です。申請事由は、長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。 以上で説明を終わります。
議長	では、担当推進委員の報告をお願いします。
山田千委員	8月6日に申請人、担当農業委員および事務局と現地確認しました。申請地は集落の山側に位置し、進入路が無く、申請地の現況は、申請地周辺も含めて雑草・雑木が繁茂し山林原野化しておりました。長期間耕作放棄され、自然潰廃した農地で復旧が困難な土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。
議長	引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
竹森委員	担当推進委員の報告のとおりで、承認することに問題ないと判断します。
議長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号69番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 では、議案第29号「鳥取市農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
事務局	議案第29号鳥取市農用地利用集積計画について説明します。 鳥取市長から、令和2年8月25日告示予定で農用地利用集積計画の決定を求められています。 利用権を設定しようとするものが、新規65件、更新5件、合計70件で、面積は、田56,686㎡、畑76,775㎡、その他19,581㎡、合計153,042㎡です。 権利種別の内訳は、賃借権55件、使用貸借による権利15件となっています。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでした。以上で説明を終わります。
議長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。

	<p>議案第29号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 では、議案第30号「鳥取市農用地利用配分計画について」を議題とします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第30号鳥取市農用地利用配分計画について説明します。 鳥取市長から、農用地利用配分計画の案の作成に係る意見決定を求められています。これは、農地中間管理事業の推進に係る法律第19条第3項に基づき、鳥取市が作成した農用地利用配分計画(案)について、農業委員会の意見を聴くものです。 今回、鳥取県農業農村担い手育成機構が中間管理権を取得し、農業者等に配分する農地の面積は、田71,827㎡、畑18,951㎡、その他10,247,80㎡です。権利種別の内訳は、賃借権67件、使用貸借による権利14件となっています。 農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第4項の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでした。以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)</p>
議長	<p>以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 議案第30号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして、議案書の報告事項につきまして、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)</p> <p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 農地法第4条第1項第8号の規定による届出書の受理について</li> <li>(2) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の受理について</li> <li>(3) 農地転用の制限の例外(認定電気通信事業等)による事業計画書の受理について</li> <li>(4) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について</li> <li>(5) 農地転用許可後の工事進捗状況および工事完了に係る報告書の受理について</li> <li>(6) 農地の形状変更届出書の受理について</li> <li>(7) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について</li> </ol>
議長	<p>その他報告事項につきまして、事務局ありますか。 (特になし)</p>
議長	<p>それでは検討事項がありますので事務局お願い致します。</p> <p>「令和2年度 農業委員会事務局事務分掌について」</p>
事務局	<p>令和2年度農業委員会事務局事務分掌について、説明します。 お手元に配布の事務分掌票のとおりとなります。特に農地係の関係職員は現地確認の際、同行する場合があります。また、他の業務についてもよろしく申し上げます。</p> <p>「令和2年度 農業委員会活動計画について」</p>
事務局	<p>令和2年度農業委員会活動計画について説明します。 大まかな活動計画はお手元の資料のとおりとなります。この中で特別研修会があります。</p>

	<p>例年ですと県内の農業委員・農地利用最適化推進委員が一堂に会して研修を受けるものになりますが、本年度は新型コロナウイルス感染症対策として県内3ブロックに分けて開催することを県農業会議が計画しています。東部は11月19日の予定となっていますので詳細が分かり次第連絡します。</p>
事務局	<p>「農業委員会だより編集委員の募集について」          農業委員会だよりの編集委員について、改選後は立候補という形で募りたいと考えています。この場におられない方にも募集をかけたいと思いますので、次の議案書送付の際に募集案内の通知を行う予定にしています。</p>
事務局	<p>「農地利用の最適化の推進に係る指針」(案)について          「農地等の利用の最適化の推進に関する施策に関する意見書」の提出について</p> <p>農地利用の最適化の推進に係る指針(案)について、及び農地等の利用の最適化の推進に関する施策に関する意見書の提出について、一括して説明させていただきます。</p> <p>(内容について説明)</p>
事務局	<p>鳥取市農業委員会では農業委員会等に関する法律(裏面参照)により毎年、行政機関(農林水産部など)に対して「農地等利用最適化推進施策の改善についての意見書」を提出しています。意見書の提出に当たっては、担当区域での取り組みなどを参考に、担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止、新規農業者の参入を進める観点から行政機関に対して意見を述べていただくものです。</p> <p>また、平成28年度の「農業委員会等に関する法律」改正後、平成29年から「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」(以下、「指針」)を作成し管内の農地の将来ビジョン、また達成の方法などを指針に示してきました。なお、指針は私たち農業委員会が農地利用の最適化に関する方法を定め、取り組んでいく手法になります。</p> <p>今後、意見書は10月中、指針については年内を目標に策定する予定にしますがそれぞれの御意見などをお尋ねしたいと考えています。</p> <p>つきましては、別紙の回答一覧にそれぞれ御意見や考え方などを記していただき、9月11日開催の第6回の農業委員会総会での検討資料とさせていただきますと考えています。なお、資料として先回の意見書、指針を同封しますのでご参考ください。</p>
事務局	<p>「農地パトロール(利用状況調査)実施手順」について</p> <p>農地パトロール実施手順について説明します。</p> <p>(農地パトロール実施手順について説明)</p>
議長	<p>このたびの改選より証明書付きの名札を作ってもらっています。農地の調査等で他人の農地に立ち入ることがありますが、臆することなく活動していただきたいと思います。議題は以上で終わりますが、何かありますか。</p>
事務局	<p>以前、御質問のあった非農地通知について人為的改廃地となった状態から20年以上継続している状態が対象になるということの根拠は何かといった御質問について回答します。県経営支援課に照会したところ、20年の根拠は民法の所有権の取得時効を参考にしていますとの回答でした。なお、平成5年の非農地の基準について古くなっているの見直すべきではないかといった御意見がありましたが、同じく照会をしたところ即答はできないが、担当者レベルでは改善に向けて動くべきではないかといった回答があったことを付け加えさせていただきます。</p>
建部委員	<p>20年前に違反転用しているということなると思うが、20年経てば非農地として取り扱っています。どのように解釈すればいいのでしょうか。</p>

議 長	農地法を知らないで他の用途にしてしまった場合と悪質な場合もあると思います。ケースバイケースではないかと思いますが。
竹 森 委 員	そのために農地パトロールがあるのではないですか。違反状態であれば監督なり指導を行って原状回復を見張っていかなければいつまでたっても解消しないと思います。農業委員がそういった事案を発見して事務局に連絡して行政が指導していくのが適当ではないですか。
砂 川 委 員	今おっしゃったことはもっともだと思いますが、恐らく仮に田畑を20年以上前に農地法の知識があって転用等の申請がなされていれば今の非農地申請はもっと少なかったはずで。以前としてそのような知識のない方がされたものが多いように感じます。ただし、すべてを農業委員会が把握するのは不可能ではないでしょうか。農地パトロールはあくまで耕作可能な農地を確認して本来の姿に戻すことが主な目的ではないでしょうか。余力があればできると思います。ただし現在の農業委員、農地利用最適化推進委員がそれをできるかと言えば無理ではないでしょうか。
福 安 委 員	私たちの一番の使命は農地法の番人であると同時に農地を所有する方々と連携を速やかに取り持つことだと思います。 先ほどの違反転用、これが故意かどうか、そういった事を踏まえて農業委員、農地利用最適化推進委員が現地調査を行って審議をすることになります。先ほど事務局が説明した民法に照らし合わせながら現状を判断していくことになるのではないのでしょうか。
議 長	適正に処理することをお願いします。罰則を盾にして指導を行っていくことになるとは思いますが、これまでもされていますので今後もお願いしたいと思います。
議 長	以上を持ちまして令和2年度 第5回鳥取市農業委員会総会・定例会を閉会といたします。どうもご苦勞様でした。
	閉会 午後4時